

商品概要説明書

2025年8月12日現在

商品名：「祝 松江城天守国宝10周年記念定期預金」（法人向け）

販売対象	法人の方で当金庫に新たにお預け入れいただく資金 但し、当金庫預金からの預替えを希望される場合、新たな資金による3割以上の増額が必要です。									
募集総額	50億円（個人向けとの合計）									
取扱期間	2025年8月12日（火）～2025年12月30日（火） ※ただし、募集金額50億円に達した時点で本定期預金の取扱いを終了いたします。									
対象定期預金	自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）（自動継続型）									
預入期間	1年（3年目まで自動継続の都度適用金利がアップします。）									
預入	預入方法	一括預入								
	預入金額	300万円以上 ※1口座のお預け入れ金額が1,000万円以上の場合も大口定期の取扱いとはなりません。また、満期日に自動継続する場合もスーパー定期となります。								
	預入単位	1円単位								
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。									
利息	適用金利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間</th> <th>適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>年0.300%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>年0.700%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>年1.000%</td> </tr> </tbody> </table>	適用期間	適用金利	1年目	年0.300%	2年目	年0.700%	3年目	年1.000%
	適用期間	適用金利								
	1年目	年0.300%								
2年目	年0.700%									
3年目	年1.000%									
利払方法	<p>【スーパー定期（単利型）】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。</p> <p>【スーパー定期（複利型）】 満期日以後に一括して支払います。</p>									
計算方法	<p>【スーパー定期（単利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算</p> <p>【スーパー定期（複利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算</p>									
税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。									
寄付	お預入れ総額の0.01%を松江城の維持管理費用を目的に松江市に寄付致します。（お客さまのご負担はございません）									

1/2

商品名：「祝 松江城天守国宝10周年記念定期預金」（法人向け）

手数料	—
中途解約時の取扱い	解約時の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	店頭のコピー表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目から3年目のみこの適用金利が適用となり、3年目の満期継続後は継続時のスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>